

大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作業務委託 応募要項

1. 案件名称

大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作業務委託（以下「本案件」という。）

2. 目的と概要

2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）では、大阪・関西万博の開催周知及び機運醸成を図る取り組みを進めている。

今回、2025年日本国際博覧会の公式キャラクターを活用したプロモーション映像（動画）を撮影・制作し、協会ホームページやSNS、デジタルサイネージ、イベント会場等での放映を行い公式キャラクターおよび万博の魅力を発信することで、国内外における大阪・関西万博の開催機運の醸成を図ることを目的とする。あらゆる人々に大阪・関西万博へ興味関心を寄せてもらうためのプロモーション映像を制作する事業者を公募するものである。

3. 案件内容

別紙仕様書名称「大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作にかかる仕様書」のとおり

4. 契約上限金額

金 9,900,000 円(消費税等込)

契約上限金額は、消費税及び地方消費税の税率を 10%としている。

5. 契約期間(予定)

契約締結日～2023 年 4 月 28 日(金)

6. 実施スケジュール

- ・ 公募開始 2022 年 10 月 28 日（金）
- ・ 質問受付期限 2022 年 11 月 4 日（金）17 時必着
※Eメールのみ（電話や口頭による質問は受け付けない）
- ・ 質問に対する回答 2022 年 11 月 9 日（水）
※当協会ホームページにて回答
- ・ 提案書類提出期限 2022 年 11 月 21 日（月）17 時必着
- ・ プレゼンテーション審査 2022 年 11 月 28 日（月）（予定）
- ・ 結果通知 2022 年 12 月 1 日（木）（予定）

7. 応募資格

本案件に応募することができる者（以下「応募者」という。）は、次の（１）～（５）に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 本案件に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 過去5年以内に、キャラクター等を活用した映像の制作実績。提出書類オの実績報告書にてその内容を記載し、提出すること。

8. 応募にかかる事項

(1) 提出書類について

応募にあたっては、下記提出書類一覧ア～カの書類を受付期間内に提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除又はマスキングすること。

【提出書類一覧】

	書類名	書式	提出部数
ア	応募申込書	様式2	原本1部
イ	共同事業体届出書兼委任状 ※必要な場合のみ	様式3	原本1部
ウ	参加資格に関する誓約書	様式4	原本1部
エ	企画提案書	8 - (3) 参照	原本1部 副本5部
オ	実績報告書	様式5	原本1部 副本5部
カ	金額提案書	様式6	原本1部
キ	持続可能性の確保に向けたチェックシート	様式8	原本1部

(2) 企画提案書に求める事項

別紙仕様書「大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作にかかる仕様書」の目的及び内容を踏まえ、次の(ア)～(ウ)に掲げる項目を含め、総合的に提案すること。

- (ア) 公式キャラクタープロモーション映像の企画意図、狙いの提示
- (イ) 公式キャラクタープロモーション映像の制作体制及び制作方法の提示
- (ウ) 公式キャラクタープロモーション映像の絵コンテの提示

完全版(最大90秒程度)：1作品

簡易版(15秒、30秒)：2作品

※全体を通して基本的に3DCGもしくは2DCGアニメーションにて制作された映像とすること

※(ウ)については複数の絵コンテを提示しても構わない。

※上記(ア)～(ウ)以外にも制作する映像をより分かりやすく伝えるために必要な資料
および映像があれば参考として企画提案書に含んでも構わない。

(3) 企画提案書について

- ① 用紙サイズ：A4
- ② ページ数：最大15ページ
- ③ 用紙の向きは原則として横で統一し、ファイルに綴綴する。
- ④ 応募者の具体的な名称を特定することができる記載又は類推できる表現は避けること（「当社」「当法人」といった記載は差し支えない。）。

(4) 提出書類およびそれらの仕様

- ① 提出書類は(1)の提出書類一覧中のア・イ・ウ・エ・オ・カ(イは必要な場合のみ)とする。
- ② (1)の提出書類一覧中ア・イ・ウ・エ・オ・カの提出書類は原本を提出する(1部ずつ)
- ③ (3)の企画提案書についてはA4ファイルに綴り提出し(原本1部・副本5部)、加えて電子データも提出する(原本・副本それぞれのデータ)
- ④ ②の表紙には案件名と応募者名(応募者名は原本にのみ記載し、副本においては⑤のとおりマスキング処理を行う。)を記入すること。
〈記入例〉
「大阪・関西万博公式キャラクタープロモーション映像制作 提案書 株式会社
〇〇〇(法人名)」
- ⑤ ②の副本については、応募者名及び応募者を特定できる箇所(事業者名、所在地、代表者名、ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。

(5) 提出方法

提出書類のすべてを下記①及び②の両方の形式で提出すること。

- ① 紙へ出力し、郵送又は持参による提出
- ② 提出書類を格納した電子媒体の郵送又は持参による提出(PDFデータをCD-R等に格納すること)

※持参は2022年11月21日(月)17時必着とします。

※郵送は2022年11月21日(月)までの消印があるものを有効とします。

※郵送の場合は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募の旨を送信すること。(送信先：character-eizou@expo2025.or.jp)

(6) 提出先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

機運醸成局 企画部 企画・推進課(担当：浅野・野田)

住所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

電話番号：06-6625-8659 土曜日及び日曜日、祝日を除く。10時～17時※12時～13時

を除く

(7) その他

- ・提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- ・提出書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、提出書類は本件に係る審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- ・書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- ・提出書類に虚偽の記載をした者は本案件へ参加資格を失うものとする。
- ・副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく当協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがある。

9. 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行う。
- ② 審査は書類提出によるオンラインでのプレゼンテーション審査によって行う。
- ③ プレゼンテーション審査の日時や所要時間、出席者及び参加可能人数、プレゼンテーションの際に使用できる資料及び方法等については、参加資格通知と併せて協会から通知する。
- ④ ただし、(2)の審査基準に基づく評価点が100点満点中60点以下の場合は採択しない。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査基準

審査項目	内容	配点
案件目的及び内容の理解度	・本案件の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、公式キャラクタープロモーション映像の企画意図、趣旨、狙いが的確であり、この映像をきっかけに万博への機運醸成および幅広い層に対して万博への興味喚起を期待できるか。	30点
実施体制	・制作体制が適切かつ十分なものであるか。 ・制作スケジュール、制作手順などが明確かつ無理な工程となっていないか。 ・制作方法が適切かつ十分なものであるか。	20点
映像の企画内容	・公式キャラクターのプロフィールを的確に捉え、その魅力が分かりやすく表現され、幅広い層に伝わりやすいものであるか。 ・万博のテーマ、コンセプトを的確に捉え、その魅力が分かりやすく表現され、幅広い層に伝わりやすいものであるか ・万博に関心がある層はもちろんのこと、関心があまりない層に対しても万博への興味関心を抱かせるようなものであるか ・性別、年齢、国籍、地域、言語を問わず万博および公式キャラクターに興味関心が湧くようなものであるか	40点

価格点	・ 価格点の算定式 満点（10 点）×（最低価格/提案価格）	10 点
-----	-----------------------------------	------

（３）審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、全応募者に通知する。
- ② 審査過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する。（<https://www.expo2025.or.jp/>）
 - ・ 審査により契約交渉の相手方となることが決定した者（以下「採用者」という。）の氏名又は名称・評価点・提案金額
 - ・ 全応募者の名称※５０音順
 - ・ 全応募者の評価点※得点順（応募者が２者であった場合、次点者の得点は公表しない）
 - ・ 採用者の選定理由※講評ポイント
 - ・ 審査委員の氏名及び選任理由
 - ・ その他

（４）審査対象からの除外（失格事由）

応募者が、次のいずれかに該当した場合は、当該応募者による提案は、審査の対象から除外する。

- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 審査終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示し、又は他の応募者に開示させること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10. 質問の受付

（１）受付期間

公募開始日から 2022 年 11 月 4 日（金）17 時まで

（２）提出方法

電子メール（アドレス： character-eizou@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※ 件名の始めに「【質問】公式キャラクタープロモーション映像企画提案公募」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 1）に記載して添付すること。

※ 口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

※ 折り返し担当者から質問票受領完了のメールを送ることとする。

※ 質問への回答は協会ホームページ【大阪・関西公式キャラクタープロモーション映像制作業務の企画提案公募について】に掲載する。（<https://www.expo2025.or.jp/>）

11. 契約手続きについて

（１）採用者は、採択決定後契約締結までの間に、以下の書類を提出すること。

- ① 定款又は寄附行為の写し（１部）（原本証明すること。）
- ② 法人登記簿謄本（１部）

※ 法人の場合に提出すること。

※ 発行日から3カ月以内のもの。

③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

（ア）大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

※ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

（イ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

（ア）貸借対照表

（イ）損益計算書

（ウ）株主資本等変動計算書

⑤ 使用印鑑届（様式7：原本1部）

（2）採用者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

（3）採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容について変更が生じる場合がある。

（4）契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。（様式10：原本1部）

（5）採用者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、プロポーザル参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

（6）契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。

（7）契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式9：原本1部）を提出すること。

（8）契約の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

（9）（8）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

12. 持続可能性の確保

- (1)採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2)採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3)採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4)採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5)協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13. 担当部署（本案件に関する書類等提出先及び問合せ先）

担当部署：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 機運醸成局 企画部 企画・推進課

担当者：浅野、野田

電話番号：06-6625-8659 土曜日及び日曜日、祝日を除く。10時～17時

※12時～13時を除く

電子メール：character-eizou@expo2025.or.jp